

第7章 関連情報

1. 融資・貸付制度/助成制度

■融資・貸付制度

名称	事業内容等	問い合わせ窓口
(財)奈良県中小企業支援センター	設備貸与、設備資金貸付制度	金融支援グループ 〒630-8031 奈良市柏木町 129-1 (なら産業活性化プラザ 3F) TEL:0742-36-8311 http://www.nashien.or.jp
日本政策投資銀行	環境配慮型社会形成促進事業 ・ストック・ライフサイクル・マネジメント事業 ・リデュース・リユース・リサイクル事業など	関西支店 〒530-0004 大阪市北区堂島浜 1 丁目 2 番 6 号 (新ダイビル) TEL : 06-6345-6531 http://www.dbj.go.jp
	環境配慮型経営促進事業 ・環境配慮型経営促進事業など	
中小企業金融公庫	環境・エネルギー対策貸付（環境対策資金） ・産業廃棄物の処理、排出抑制や再生利用するために必要な施設等を取得するために必要な設備資金など	奈良支店 〒630-8115 奈良市大宮町 7-1-33 (奈良センタービルディング5階) TEL : 0742-35-9910 http://www.jasme.go.jp/
国民生活金融公庫	環境・エネルギー対策貸付（環境対策資金） ・公害防止や再生資源の有効利用などを行なうものが対象。	奈良支店 〒630-8253 奈良市内侍原町 51 の 1 TEL : 0742-23-8041 http://www.kokukin.go.jp
商工中金	環境配慮型経営支援貸付 ・環境配慮型経営にかかる第三者認証等（ISO9000、14000、エコアクション 21、グリーン経営認証等）を取得した事業者等 ・資金使途：設備資金、運転資金	奈良支店 〒630-8227 奈良市林小路町 8-1 TEL : 0742-26-1221 http://www.shokochukin.jp

※融資対象要件など制度によって異なりますので、詳細は各問い合わせ窓口にご相談してください。

※ここでご紹介したものの以外にも融資制度等がありますので、その他金融機関、団体等にお問い合わせください。

■助成制度

名称	事業内容等	問い合わせ窓口
独立行政法人 環境再生保全機構	地球環境基金助成事業 ・民間の発意に基づき活動を行う営利を目的としない法人その他の団体が行なう環境保全活動に対して助成。	地球環境基金部地球環境基金課 TEL:044-520-9609 http://www.erca.go.jp
(財)日本環境協会	藤本倫子環境保全活動助成基金 ・環境教育や地域の環境保全活動などを積極的に実践する団体又は個人を対象に、その活動資金の一部を助成する。	藤本倫子環境保全活動助成基金 運営管理委員会事務局 TEL:03-5114-1251 http://www.jeas.or.jp/
市民生活協同組合 ならコープ	環境保全活動助成 ・環境保全に取り組む団体やサークルに対する助成	組織広報部広報CSR推進課 TEL:0742-35-1183 http://www.naracoop.or.jp
経済産業省	地域新規産業創造技術開発費補助事業(補助金) ・新産業・新事業の創出に資する技術開発など	近畿経済産業局 地域経済部 技術課 TEL:06-6966-6017
	中小企業技術革新成果事業化促進事業(補助金) ・公設試等の技術支援を受けて技術課題を解決するためのもの。	近畿経済産業局 地域経済部 産学官連携推進課 TEL:06-6966-6164
農林水産省	林業・木材産業構造改革事業 ・森林組合や事業者団体等に対する施設整備等に関する助成	林野庁林政部経営課 TEL:03-3502-8111
	バイオマス利活用フロンティア推進事業 ・バイオマスプラスチックの利活用を推進するための取組み等に対して支援	近畿農政局農村計画部農村振興課 TEL:075-451-9161
環境省	廃棄物処理等科学研究費補助金 ・循環型社会形成の推進や廃棄物に係る諸問題の解決に資する研究事業、技術開発事業等に補助するもの	廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課 TEL:03-3581-3351
	循環型社会の形成に向けた「J・コミュニティ」事業 ・事業者等が地方公共団体等と連携して行なう循環型社会の形成に向けた取組みを支援するもの	近畿地方環境事務所 TEL:06-4792-0720
奈良県生活環境部	産業廃棄物排出抑制等事業費 ・事業者が行なう3Rのための技術開発及び製品開発に要する経費の一部を助成 環境コンサルタント活用支援事業 ・ゼロエミッションの推進を図ろうとする事業者が環境コンサルタントを活用するための費用の経費の一部を助成 ゼロエミッション推進計画策定支援事業 ・事業者団体等が広く連携してゼロエミッションに取り組む活動を支援	廃棄物対策課 TEL:0742-27-8746

※補助対象要件など制度によって異なりますので、詳細は各問い合わせ窓口に相談してください。

※ここでご紹介したものの以外にも助成制度等がありますので、その他団体等にお問い合わせください。

2. 廃棄物/リサイクル年表

年	国	奈良県
1900年 (明治33年)	「汚物掃除法」公布(4月施行) (汚物処理に関する最初の法律。汚物(し尿・ごみ)を行政サービスとして市、特定の町村が処理)	
1930年 (昭和5年)	「汚物掃除法」改正 (市町村に対するし尿の収集・処分の義務化)	
1954年 (昭和29年)	「清掃法」公布(7月施行) (「汚物掃除法」廃止) (処理主体を全国の市町村に拡大)	
1967年 (昭和42年)		企画部企画課に公害係を設置
1968年 (昭和43年)	「清掃施設整備緊急措置法」公布	
1970年 (昭和45年)	「廃棄物処理法」公布(昭和46年9月施行) (産業廃棄物の処理責任の明確化) 「海洋汚染防止法」公布(昭和46年6月施行)	企画部に公害課を設置
1971年 (昭和46年)	廃棄物の最終処分基準の設定	
1972年 (昭和47年)	「廃棄物処理施設整備緊急措置法」公布 (「清掃施設整備緊急措置法」廃止)	
1975年 (昭和50年)	「廃棄物処理法施行令」及び 「海洋汚染防止法施行令」改正 (PCBを含有する産業廃棄物の処理基準の設定等)	
1976年 (昭和51年)	「廃棄物処理法」及び 「廃棄物処理施設整備緊急措置法」改正 (処理施設の届出義務)	公害課を衛生部へ移管
1977年 (昭和52年)	「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令」公布 「廃棄物処理施設構造指針」策定	
1979年 (昭和54年)	「廃棄物最終処分場指針」及び 「ごみ処理施設構造指針」策定	「奈良県産業廃棄物処理基本計画(昭和54~63年度)」策定
1980年 (昭和55年)	「海洋汚染防止法」改正 (廃棄物等の海洋投入処分の規制強化等) 「海洋投棄規制条約/ロンドン条約」発効	
1981年 (昭和56年)	「廃棄物処理施設整備緊急措置法」改正	
1983年 (昭和58年)	「海洋汚染防止法」改正 (船舶等からの油及び有害液体物質等の海洋への排出規制等) 「浄化槽法」公布	
1986年 (昭和61年)	「廃棄物処理施設整備緊急措置法」改正 「ごみ処理施設構造指針」改正	
1987年 (昭和62年)	「事業者による製品等の廃棄物処理困難性自己評価のためのガイドライン」策定	

年	国	奈良県
1988年 (昭和63年)	「廃棄物最終処分場指針」改正	公害課を環境保全課に改称
1989年 (平成元年)		衛生部を保健環境部に改称
1990年 (平成2年)	「ダイオキシン類発生防止等ガイドライン」策定	「第2次奈良県産業廃棄物処理基本計画(平成2～11年度)」策定(平成2年4月)
1991年 (平成3年)	「再生資源利用促進法」公布 (リサイクル促進のための上流対策) 「廃棄物処理法」改正 (発生抑制、再生利用等の減量化の位置づけ、マニフェスト制度の導入等) 「廃棄物最終処分場指針」改正	保健環境部環境衛生課に 廃棄物対策室 を設置
1992年 (平成4年)	「産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律」公布 「廃棄物処理法」改正 (廃棄物の輸出入規制) 「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(バーゼル法)」公布	
1993年 (平成5年)	「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」加入	保健環境部に環境管理課を設置、 廃棄物対策室 を環境管理課へ移管 「ごみ減量化・再資源化マニュアル」作成(平成5年3月) 「地域環境保全推進員」設置
1994年 (平成6年)	廃棄物処理法第6条の3の規定に基づく一般廃棄物の指定 (ゴムタイヤ、大型テレビ、大型冷蔵庫、スプリング入りマットレス)	「奈良県ごみ減量資源化基本構想(～平成12年度)」策定(平成6年1月)
1995年 (平成7年)	「容器包装リサイクル法」公布 (ガラス製容器、ペットボトル:平成9年度) (紙製/プラスチック製容器包装:平成12年度)	環境管理課、環境保全課を生活環境部へ編入 「廃棄物対策の方向と公共関与のあり方に関する提言」取りまとめ
1996年 (平成8年)	「容器包装リサイクル法に係る再商品化の促進等に関する基本方針」策定 「容器包装リサイクル法に係る再商品化に関する計画」策定(平成9～13年度) 「廃棄物最終処分場指針」改正	「奈良県新総合計画前期実施計画(平成8～12年度)」策定(平成8年3月) 「第一期奈良県分別収集促進計画(平成9～13年度)」策定(平成8年11月)
1997年度 (平成9年)	「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン(新ガイドライン)」策定 「廃棄物処理法」改正 (再生利用認定制度新設、施設設置手続の明確化、不法投棄対策の強化等)	
1998年 (平成10年)	「家電リサイクル法」公布 (家電4品目について平成13年度より再商品化義務) 「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令」改正 「ごみ処理施設性能指針」策定	
1999年 (平成11年)	「ダイオキシン類対策特別措置法」公布 「廃棄物の減量化目標」決定 (平成22年度を目標年度とし、一般廃棄物・産業廃棄物の最終処分量を平成8年度の半分に削減する等)	「奈良県ごみ処理広域化計画(平成11～20年度)」策定(平成11年3月) 「 廃棄物対策課 」設置 (環境管理課廃棄物対策室より分離) 「第二期奈良県分別収集促進計画(平成12～16年度)」策定(平成11年7月)

年	国	奈良県
2000年 (平成12年)	<p>「容器包装リサイクル法」全面施行 「建設リサイクル法」公布 (工事の受注者に対する建築物の分別解体及び建設廃材等の再資源化の義務付け等) 「グリーン購入法」公布 (国等による環境物品調達への推進) 「循環型社会形成推進基本法」公布 (基本原則、各主体の責任の明確化、循環型社会推進基本計画の策定) 「再生資源利用促進法」改正 (名称変更「資源有効利用促進法」、3R対策) 「廃棄物処理法」改正 (発生抑制対策強化、不適正処理対策等) 「食品リサイクル法」公布 (食品製造・加工・販売業者に対する食品廃棄物の再生利用の促進等)</p>	<p>「第3次奈良県産業廃棄物処理基本計画(平成12～21年度)」策定 「奈良県廃棄物排出事業者自己評価ガイドライン」作成(平成12年10月) 「奈良県産業廃棄物処理計画作成指導要綱」制定(平成12年11月)</p>
2001年 (平成13年)	<p>「循環型社会推進基本法」完全施行 「廃棄物処理法」完全施行 「資源有効利用促進法」施行 「家電リサイクル法」完全施行 「グリーン購入法」完全施行 「食品リサイクル法」完全施行 「PCB特別措置法」公布/施行 「浄化槽法」改正 (単独処理浄化槽の新設禁止)</p>	<p>「奈良県新総合計画後期実施計画(平成13～17年度)」策定(平成13年3月) 「産業廃棄物監視センター」設置 「奈良県産業廃棄物有効利用情報交換制度」実施 「廃棄物減量化マニュアル」作成</p>
2002年 (平成14年)	<p>「廃棄物処理法施行令」改正 (し尿等の海洋投入の禁止) 「建設リサイクル法」完全施行 「自動車リサイクル法」公布 「バイオマス・ニッポン総合戦略」閣議決定</p>	<p>「第三期奈良県分別収集促進計画(平成15～19年度)」策定(平成14年7月) 「奈良市」が中核市となる</p>
2003年 (平成15年)	<p>「循環型社会推進基本計画」閣議決定/国会報告 「PCB廃棄物処理基本計画」策定 「独立行政法人環境再生保全機構法」公布 (PCB廃棄物処理の円滑な実施の支援等) 「日本環境安全事業株式会社」公布/施行 (PCB廃棄物の処理事業の実施) 「廃棄物処理法」改正 (不法投棄未然防止、リサイクルの推進) 「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法(産廃特措法)」公布/施行 (平成10年6月以降に不適正処分された産業廃棄物の支障の除去のための財政支援) 「資源有効利用促進法省令」改正 (家庭系パソコンがメーカー等によるリサイクル対象に追加)</p>	<p>「奈良県循環型社会構築構想(平成15～24年度)」策定(平成15年3月) 「奈良県廃棄物処理計画(平成15～19年度)」策定(平成15年3月) 「奈良県リサイクル製品認定制度」実施</p>
2004年 (平成16年)	<p>「廃棄物処理法」改正 (国の役割の強化、事故時の応急措置等)</p>	<p>「産業廃棄物税」導入 「リサイクルハンドブック」作成</p>
2005年 (平成17年)	<p>「自動車リサイクル法」完全施行 「廃棄物処理法」改正 (保健所設置市事務の見直し、無確認輸出未遂罪・予備罪の創設など)</p>	
2006年 (平成18年)	<p>「容器包装リサイクル法」改正 (事業者の取組状況報告の義務付け、容器包装廃棄物排出抑制推進員の委嘱、事業者が市町村に資金を拠出する仕組みの創設等) 「廃棄物処理法」改正 (石綿含有産業廃棄物等の適正処理の確保)</p>	<p>「廃棄物循環利用と適正処理のための手引書」作成(平成18年3月) 「新奈良県環境総合計画」策定(平成18年3月) 「やまと21世紀ビジョン」策定(平成18年3月) 「リサイクルハンドブック」改訂(平成19年3月)</p>

3. 関係公共団体一覧

(1) 奈良県庁

担当部署	事項	連絡先
生活環境部 廃棄物対策課	廃棄物処理法、容器包装リサイクル法、 家電リサイクル法、自動車リサイクル法、 PCB 特別措置法、	TEL : 0742-27-8746 FAX : 0742-22-7482 H.P. : http://www.pref.nara.jp/haiki/
生活環境部 環境政策課	グリーン購入法	TEL : 0742-27-8733 FAX : 0742-22-1668 H.P. : http://www.eco.pref.nara.jp
土木部 技術管理課	建設リサイクル法	TEL : 0742-27-7608 FAX : 0742-24-2310 H.P. : http://www.pref.nara.jp/gijyutsu/
農林部 農政課	食品リサイクル法 〔※指導・助言・勧告・命令等 農林水産省近畿農政局奈良農政事務所 TEL : 0742-23-1281〕	TEL : 0742-27-7401 FAX : 0742-26-6265 H.P. : http://www.pref.nara.jp/nosei/

(2) 市町村

市町村名	担当部署	連絡先（電話番号）
奈良市	環境清美部企画総務課（一般廃棄物） 企画部産業廃棄物対策課（産業廃棄物）	0742-71-3001 0742-34-1111（代）
大和高田市	環境衛生部環境整備課	0745-52-1600
大和郡山市	産業環境部清掃センター	0743-53-3463
天理市	環境クリーンセンター	0743-64-3911
橿原市	環境事業部環境総務課 クリーンセンターかしはら リサイクル館かしはら	0744-22-4001 0744-27-7757 0744-29-8086
桜井市	環境部環境総務課	0744-45-2001
五條市	生活産業部みどり園	0747-24-4111
御所市	環境衛生部環境政策課	0745-66-1087
生駒市	生活環境部環境事業課	0743-74-1111
香芝市	市民生活部生活環境課	0745-76-2001
葛城市	市民生活部 環境課 新庄クリーンセンター 当麻クリーンセンター	0745-69-3001 0745-69-3773 0745-48-2058
宇陀市	市民環境部 環境対策課 // 護美センター // 宇陀クリーンセンター	0745-82-2202 0745-82-6521 0745-83-2296
山添村	地域振興課	0743-85-0047

平群町	住民部住民生活課 // 清掃センター	0745-45-1001 0745-45-3420
三郷町	生活環境部清掃センター	0745-73-6518
斑鳩町	住民生活部環境対策課	0745-74-1001
安堵町	住民課 環境美化センター	0743-57-1511 0743-57-3658
川西町	福祉部住民福祉課	0745-44-2211
三宅町	町民生活課環境衛生課	0745-44-2001
田原本町	生活環境部環境管理課	0744-33-5003
曾爾村	住民生活課	0745-94-2101
御杖村	住民生活課	0745-95-2001
高取町	住民福祉課	0744-52-3334
明日香村	住民課（明日香村クリーンセンター）	0744-54-3239
上牧町	総務環境部環境課	0745-76-1001
王寺町	住民福祉部清掃事務所	0745-73-2518
広陵町	住民生活部クリーンセンター広陵	0745-55-4431
河合町	環境衛生課	0745-32-0706
吉野町	町民税務課	0746-32-3081
大淀町	住民生活課	0747-52-5501
下市町	紫水苑	0747-52-5901
黒滝村	住民福祉課	0747-62-2031
天川村	住民課	0747-63-0321
野迫川村	住民課	0747-37-2101
十津川村	衛生センター	0746-63-0391
下北山村	住民課	0746-86-0001
上北山村	住民課	0746-82-0001
川上村	住民福祉課	0746-52-0111
東吉野村	住民福祉課	0746-42-0441

（平成18年12月現在）

【コラム⑮：ハチドリのひとつづく ～いま、私にできること～】

これは、「小さな力の大切さ」を教えてくれる南米アンデス地方の先住民に昔から伝わるお話しです。

森が燃えていました。
森のいきものたちは、われ先にと逃げていきました。
でもクリキンディという名のハチドリだけはいたりきたり
くちばしで水のしずくを一滴ずつ運んでは火の上に落としていきます。
動物たちがそれを見て、
「そんなことをしていったい何になるんだ」
といました。
クリキンディはこう答えました。
「私は、私にできることをしているだけ」

(出典：「ハチドリのひとつづく」光文社 監修：辻 信一)

【ハチドリ】

北米から南米にかけて棲息し、鳥類の中で最も体が小さいグループであり、体重は 2～20g 程度です。色の違いによって 300 種類以上があるとされています。毎秒約 50～80 回の高速ではばたき、空中で静止するホバリングができる。「ブンブン」とハチのような羽音を立てるため、ハチドリと名付けられました。英語でも、その羽音からハミングバード (Hummingbird) と呼ばれています。ハチドリは、「ナスカの地上絵」の一つとして描かれるなど、古代から親しまれていた鳥です。



アオミミハチドリ

(写真：橿原市昆虫館提供)

私たちは、地球温暖化、資源の枯渇などの地球環境問題や廃棄物の不法投棄などの地域環境問題について、あまりにも大きな問題であるため「自分にできることは何もないのでは…」、「自分ひとりだけが…」などと無力感を感じてしまうことがあります。しかし、あきらめるのではなく、「自分にもできることがあるのでは…」、「自分一人でも…」という誰もがもつ小さな思いを、時間をかけてゆっくり、少しずつ自分の中で育てていくことが大事なのではないでしょうか。大きなことができることはすばらしいことです。しかし、例え「私にできること」が小さなことであっても、私たち一人一人の思いやその行動が、大きな効果となるのです。

私たち一人一人が、この地球の、この地域の「主人公」なのです。

Think Globally, Act Locally !!! (地球規模で考え、身近なところから行動する)

4. 用語集

あ行

ISO14001 (International Organization for Standardization)

環境関係の国際標準規格 ISO14000 シリーズの一つ。ISO 14001 は、環境マネジメントシステム (EMS: Environmental Management Systems) に関するもので、企業 (組織) の活動、製品及びサービスによって生じる環境への負荷の低減を、持続的に実施するシステムを構築するために要求される規格である。1996 年 9 月に制定された。

アスベスト (asbest)

石綿 (いしわた、せきめん) ともいわれ、蛇紋石や角閃石が繊維状に変形した天然の鉱物のこと。石綿の繊維一本の細さは、だいたい髪の毛の 5000 分の 1 程度の細さである。

耐久性、耐熱性、耐薬品性、電気絶縁性などの特性に非常に優れ安価であるため、日本では「奇跡の鉱物」などと珍重され、建設資材、電気製品、自動車、家庭用品等、様々な用途に広く使用されてきた。しかし、空中に飛散した石綿繊維を肺に吸入すると約 20 年から 40 年の潜伏期間を経た後に肺がんや中皮腫の病気を引き起こす確率が高いため、現在では「静かな時限爆弾」などと世間からおそれられている。

RDF (Refuse Derived Fuel)

廃棄物固形燃料のことで、家庭で捨てられる生ゴミやプラスチックゴミなどの廃棄物を固形燃料にしたもの。RDF は、家庭から分別収集した生ゴミ、紙ゴミ、プラスチックなどを粉碎し接着剤、石灰などを加えて練り上げ、ペレット状にしたものであり、廃棄物発電やボイラーなどの燃料として有効活用されている。

RPF (Refuse Paper and Plastic Fuel)

古紙やプラスチックゴミなどの廃棄物を原料とした固形燃料。

エコデザイン

原材料などの資源の最小化や廃棄物の発生量の削減、使用済部品の利用、材料としての再利用などを考慮した資源循環型の製品の設計のこと。

エコマーク

エコマーク事業は (財) 日本環境協会が実施している事業で、1989 年 (平成元年) にスタートしました。「エコマーク」は、環境保全に役立つと認められる商品に付けられ、環境から見た商品の情報を提供し、環境にやさしく暮らしたいと願う消費者が商品を選択しやすいようにすることを目的としている。

エコラベリング制度

環境保全に役立つ商品にマークをつけて国民に推奨する制度のこと。現在 OECD 等での議論を通じて、世界各国に拡大しつつある。1978 年に始められた旧西ドイツのブルーエンジェルというラベリング制度のほか、カナダの環境チョイスプログラム (1988)、日本のエコマーク (1989)、EU のエコラベル認証制度 (1992) 等がある。

か行

拡大生産者責任 (EPR: Extended Producer Responsibility)

生産者が、その生産した製品の製造や流通の時だけでなく、製品が使用され、廃棄された後においても、適正な処理やリサイクルされる段階まで一定の責任を負うという考え方。OECD (経済協力開発機構) が提唱し、日本でも循環型社会形成推進基本法にもこの考え方が取り入れられている。

カレット

破砕された状態のガラスをいう。資源ごみとして回収されたワンウェイびんその他の使用済みガラス製品、割れたり傷ついたりして再利用不能となったリターナブルびんなどは、色別に分類され、小さく破砕されてカレットになります。カレットは、バージン原料よりも低温で溶けるため、資源・エネルギーの節約に役立つ。

環境報告書

環境報告書とは、企業等の事業者が、経営責任者の緒言、環境保全に関する方針・目標・計画、環境マネジメントに関する状況 (環境マネジメントシステム、法規制遵守、環境保全技術開発等)、環境負荷の低減に向けた取組の状況 (CO₂排出量の削減、廃棄物の排出抑制等) 等について取りまとめ、一般に公表されるものです。環境報告書を作成・公表することにより、利害関係者による環境コミュニケーションが促進され、事業者の環境保全に向けた取組の自主的改善とともに、社会からの信頼を勝ち得ていくことに大いに役立つと考えられる。

環境マネジメントシステム

事業者が自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための工場や事業場内の体制・手続き等を「環境マネジメントシステム」といいます。ISO14001は、環境マネジメントシステムの仕様（スペック）を定めた規格。

グリーン購入

グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。グリーン購入は、消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持っている。

ケミカルリサイクル

廃棄物を化学的に処理して、製品の化学原料としてリサイクルすること。

さ行

サーマルリサイクル

廃棄物を単に焼却処理するだけではなく、焼却の際に発生するエネルギーを回収・利用すること。

循環型社会

「循環型社会とは、製品等が廃棄物となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう」と循環型社会形成推進基本法第2条で定義されている。

静脈物流

人間の体の仕組みのうち、動脈と静脈の関係に例えて、心臓から血液を送り出す動脈は、製品の物流を指し、心臓へ戻る血液が流れる静脈は、使用済みの製品や廃棄物（主に産業廃棄物）の輸送を指す。

3R（スリー・アール）

Reduce（リデュース＝ごみを出さない）Reuse（リユース＝ごみを再使用する）Recycle（リサイクル＝ごみを再利用する）の頭文字をとった言葉。廃棄物をできるだけ出さない社会をつくるための基本的な考え方。2000年に制定された「循環型社会形成推進基本法」では、廃棄物処理やリサイクルの優先順位を(1)リデュース、(2)リユース、(3)リサイクルとし、さらに(4)熱回収（サーマルリサイクル）、(5)廃棄物の適正処理としている。Rを頭文字とする他の言葉を3Rに加え、4Rや5Rと呼ぶ場合もある。

生分解性プラスチック

使用後に土などの生態系に戻すことで、微生物の働きで完全に分解されるように開発されたプラスチック。天然素材から生成するものや合成素材を用いたもの、それらの複合体等がある。技術的には木、米、生ゴミ、牛乳等からも可能とされる。バイオマス起源の素材で、完全に水と二酸化炭素に分解されるものが主流となっている。

た行

デポジット制度

デポジット（Deposit：預ける、保証金として支払う）制度とは、製品本来の価格に容器の預かり金を上乗せして販売し、使用後に容器を所定の場所に戻したときに預かり金を返却する制度のこと。デポジット制の優等生がビールビン。

は行

PCB（Poly Chlorinated Biphenyl：ポリ塩化ビフェニル）

ベンゼン環が2つつながったビフェニル骨格の水素が塩素で置換されたもの。置換塩素の数と位置によって計算上209種の異性体が存在。PCBは、熱安定性、電気絶縁性に優れ、トランス、コンデンサー、熱媒体、ノーカーボン紙に用いられてきたが、難分解で生体に蓄積し、毒性を示すことから、現在は製造・輸入が禁止されて、事業者の保管するPCBの廃棄処理が決められている。

PCBは、基本骨格であるビフェニル基に置換する塩素の位置によって2つのベンゼン環が同一平面上になり扁平構造をとることがある。これをコプラナーPCBと呼び（コプラナーは共平面状構造を意味する）、構造的にダイオキシン（PCDD）やポリ塩化ジベンソフラン（PCDF）に類似し、その他のPCBよりも強い毒性を示すため、「ダイオキシン類」として分類されている。

ま行

マテリアルリサイクル

ごみを原料として再利用すること。日本語訳では、「材料リサイクル」「材料再生」「再資源化」「再生利用」などといわれることもある。具体的には、使用済み製品や生産工程から出るごみなどを回収し、利用しやすいように処理して、新しい製品の材料もしくは原料として使うことをさす。

や行

熔融スラグ

熔融スラグとは、熔融炉で約 1,400℃の高温で焼却灰等を熔融した結果、生成されるガラス質の固化物。

ら行

リサイクル (Recycle : 再生利用)

循環型社会構築のためのコンセプトの一つ。製品化された物を再資源化して、それを利用して新たな製品などをつくること。

リデュース (Reduce : 減量)

循環型社会構築のためのコンセプトの一つ。ごみを出さないこと。「ごみの発生抑制」ともいわれる。生産工程で出るごみを減らしたり、使用済み製品の発生量を減らすことを指す。具体的には、原材料使用量を減らすような製品設計上の工夫をしたり、製品の寿命を長くしたり、生産工程での歩留まり（原材料に対する製品の比率）を上げたりすることでごみの発生を抑えることができる。消費者が製品を長く使うこともリデュースのひとつである。

リヒューズ (Refuse : 拒否)

循環型社会構築のためのコンセプトの一つ。製品を製造販売又は購入する際に、ごみとなるようなものを付加しない、受け取らないようにすること。具体的には、製品の過剰包装をしないことや、買い物際にはマイバックを持参し、不要なレジ袋等を受け取らないことなど。

リペア (Repair : 修理)

循環型社会構築のためのコンセプトの一つ。使用しているものが故障した場合、極力修理を行ない、安易に廃棄しないこと。具体的には、事業者は製品の設計段階において、修理しやすい構造にするよう工夫したり、自らが製造販売した製品の修理・修繕を行い、その製品が容易に廃棄物とならないようにすること。

リユース (Reuse : 再使用)

循環型社会構築のためのコンセプトの一つ。一度使用して不要になったものをそのままの形でもう一度使うこと。具体的には、不要になったがまだ使えるものを他者に譲ったり売ったりして再び使う場合や、生産者や販売者が使用済み製品、部品、容器などを回収して修理したり洗浄してから、再び製品や部品、容器などとして使う場合がある。

レンタル (Rental : 貸与)

循環型社会構築のためのコンセプトの一つ。ある一時期しか使用しないものについては、貸し借りによって調達することで、将来に廃棄物となるものを減らすこと。